

(請 求 人) 様

湧別町監査委員 水 野 豊

湧別町監査委員 下 田 英 人

住民監査請求に基づく監査結果について（通知）

令和 6 年 5 月 2 1 日付けで提出のあった住民監査請求については、地方自治法第 242 条第 4 項の規定に基づき、次のとおり監査結果を通知します。

記

第 1 請求の受理

令和 6 年 4 月 23 日付けで提出のあった「湧別町長刈田智之氏に関する措置請求」は、本請求書に一部不備な点が認められたので、追加資料の提出を求めたところ、請求者が長期不在となることから、請求者了承の上で、追加資料提出日である 5 月 21 日に提出日を変更し、所定の法定要件を具備しているか否かを審査し、同日に受理した。

第 2 請求の要旨

中湧別中町 745 番地、家屋番号 745-1 の住宅における家屋固定資産税の賦課について、昭和 54 年の評価替えによる基準年度再建築費評点補正率を 1.30 にて算定しているが、総務省（当時は自治省）基準は 1.10 であり、基準を使わない算定による税金の請求は違法徴収である。

第 3 監査の実施

本件請求について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 5 項の規定により、次のとおり監査を実施した。

1 請求人の証拠の提出及び陳述の機会の付与

請求人に対して、法第 242 条第 7 項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を与える旨通知し、同年 6 月 20 日に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

請求人の陳述内容は、おおむね、請求者の請求内容のとおりである。

2 監査対象事項

請求人は、違法徴収として国家賠償法に基づき平成 17 年度から令和 6 年度までの 20 年分の超過徴収額 65,000 円の返還を求めている。

また、陳述によると公文書公開請求により昭和 61 年度からの再建築費評点数は確認できたが、それ以前の再建築費評点数が提示されないことが不満であり、情報の公開を求めている。

3 監査の対象部局

湧別町を監査対象部局とし、関係資料の提出を求め、住民税務課職員より事情聴取を行った。

(1) 住民税務課職員の事情聴取

住民税務課職員より事情聴取を行い、事実の確認を行った。

第4 監査の結果

本件請求については、合議により次のとおり決定した。

住民税務課職員への事情聴取において、書類確認を行った。

中湧別中町 745 番地、家屋番号 745-1 の住宅は、昭和 44 年建築のブロック造り非木造の住宅であり、当初の所有者は日本電信電話公社であった。国営企業であり、固定資産税の課税対象ではないことから、建築当時の非木造家屋評価調書は存在していないものと思われる。(評価を行った形跡がない。)

昭和 60 年 4 月に民営化により日本電信電話(株)(NTT)となったことから、固定資産評価が必要となり、NTT 所有の固定資産について北海道による評価を実施し、その再建築費評点数の周知が行われた。

市町村はその評点数を用いて非木造家屋評価調書を作成し、固定資産税の課税を実施したものと解する。

そのため、現在の湧別町の非木造家屋評価調書には、昭和 61 年度再建築費評点数よりも前の評価は記載されていない。

上記のとおり、昭和 60 年に北海道による再評価を行った再建築費評点数により、その後の固定資産税額は算定されていることから、昭和 61 年度より前の再建築費評点補正率は当該家屋の再建築費評点に影響がない。

このことから、請求人の主張に理由がないものと判断し、本件措置請求はこれを棄却する。

また、昭和 54 年度の再建築費評点補正が自治省による新增分上昇率 1.10 に対し旧上湧別町が 1.30 と 0.2 高いことについては、それ以前の昭和 48 年度の再建築費評点補正が、自治省による新增分上昇率非木造 1.40 に対し、旧上湧別町は 1.20 と 0.2 低く設定している。

当時の新增分上昇率は市町村長が定める率とするものであり、過去の経過を含めて見た場合、大きな差異はなく、市町村長の裁量権を逸脱しているとは言えない。

なお、当該住宅の非木造家屋評価調書の原本を確認したところ、情報公開にて提示した非木造家屋評価調書(昭和 61 年度～平成 15 年度まで記載)の空欄部分は、非木造家屋評価調書に書ききれなくなった算出表の部分をのりづけにて追加しており、貼り付けた平成 18～24 年度の評価額算出表を折り曲げてコピーしたため、裏面の白紙部分が写り空欄となったものでした。

記載内容は非木造家屋評価調書(平成 18～24 年度)の同欄と同じで、種類・用途・構造等が記載されていることを確認しました。

昭和 61 年度より前の評価等が記載されているものではないことを申し添えます。